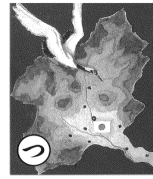




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年12月7日(金) 第9657号

目次

ページ

告示

- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請(廃棄物・リサイクル課) 2
- 土地収用法の規定による事業認定(監理課) 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 4
- 同 5
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課) 5

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 5

落札

- 落札者等の決定(病院局総務課) 6

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第331号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第3項に規定する書類を公衆の縦覧に供する。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30年12月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 前橋市富士見町小暮2295番地の13 株式会社テシマ 代表取締役 手島規泰
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 桐生市新里町高泉字下ノ沢205番1から3まで、206番1、206番2、207番1から3まで、207番8、208番1、208番2及び208番6
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設、同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 ①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩ゴムくず、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※⑪及び⑫は、付着した分離不可物を処理するためのものに限る。
- 5 申請年月日 平成30年3月20日
- 6 縦覧の場所 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課、群馬県東部環境事務所、桐生市環境課及び桐生市新里支所市民生活課
- 7 縦覧の期間 平成30年12月7日から平成31年1月7日まで

## ◎群馬県告示第332号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成30年12月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 起業者の名称 前橋市
- 2 事業の種類 前橋市永明公民館移転新築事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 前橋市上大島町地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 前橋市教育委員会事務局生涯学習課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館に関する事業であることから、法第3条第22号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成30年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

前橋市は、市内の各地区に合計16館の市立公民館を設置し、主催する社会教育事業を推進しているほか、市民の学習グループに対する活動場所の提供など、社会教育の拠点として運営をしている。現在の永明公民館（以下「既存公民館」という。）は、昭和57年に建設され、築35年が経過し、経年劣化した消防設備や空調設備の更新などの施設補修を行いながら、社会教育事業をはじめとした地区内の社会教育の拠点及び併設された市民サービスセンターが住民票や戸籍謄本などの各種証明書の発行を行う場所として、活用されている。

しかし、永明地区は前橋市の中でも人口増加の著しい地区の一つであり、既存公民館の利用件数及び利用者数が増加傾向にある中で、既存公民館における人口1人当たりの敷地面積及び建物面積が市内各公民館と比べ、いずれもほぼ最低水準にあり、新規利用団体に対し利用制限を行っている状況にある。建物においては、雨漏りや外壁各所のひびなどの老朽化が進み、施設内の廊下や階段が狭い上にバリアフリー化されていないため、障害者や高齢者の利用に配慮した施設となっていない。また、既存公民館は前橋市地域防災計画において災害時の現地災害対策本部及び指定緊急避難場所として指定されており、安心して利用できる建物であることが求められているが、現在の既存公民館の敷地は浸水想定区域にある。さらに、既存公民館の利用者の多くが車を利用しての来館であり、大規模な人数が参加する行事では、駐車場スペースの十分な確保が困難な状況にある。

本件事業の施行により、利用者の要望に沿った環境の提供ができることとなり、利用受入制限も解消されることになる。また、2階建てから平屋建ての施設になることで、バリアフリー化されることにより全ての人々が安心して利用することが可能となる。さらに、建物部分を約1メートル道路面より高くすることで、想定される浸水への対応が図られ、災害時における安全な現地災害対策本部及び指定緊急避難場所として活用されることとなり、防災面でも地域振興に寄与する施設となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）第2条第4項に規定する対象事業ではないが、起業者が実施した文献調査の結果、本件事業の起業地内には、起業者が保全すべき希少動植物は報告されていない。なお、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本体事業は、「第七次前橋市総合計画」(平成30年3月策定)及び「平成30年度前橋市教育行政方針」(平成30年3月策定)に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した3案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性

## ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、既存公民館は、利便性が損なわれていることに加え、防災面においても懸念がある。

また、平成24年に地元自治会連合会から公民館の建て替えについての陳情書が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## ◎群馬県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字原前291番の1地先内	前	26.1～26.6	5.2
			後	24.5～26.6	5.2

## ◎群馬県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川松井田線	安中市松井田町上増田字増田山外国有林183林班へ小班地先から同市同字箕輪久保3927番地先まで	前	6.8~9.3	60.0
			後	6.8~9.3 2.0	60.0 80.0

## ◎群馬県告示第335号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、桐生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 桐生市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 桐生都市計画下水道事業 桐生公共下水道(境野処理区)
- 3 事業施行期間 昭和34年10月1日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和48年群馬県告示第218号、昭和54年群馬県告示第898号、昭和57年群馬県告示第108号、昭和61年群馬県告示第727号、平成5年群馬県告示第248号、平成8年群馬県告示第65号、平成11年群馬県告示第227号及び平成12年群馬県告示第104号の事業地を次のとおり変更する。  
堤町二丁目の一部を追加する。

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年12月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年11月21日

- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Lion networks
- 3 代表者の氏名 竹淵瑠太
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市西久保町二丁目156番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、スポーツの普及と発展、児童の運動能力向上を目指し、その目的の為にスポーツイベントの実施、スポーツ施設の整備と管理などを行い、スポーツを通じて児童の心身の健全な発育を助けるとともに、地域の中でアスリート育成、競技人口の増加を目標とする。また、地域住民同士や児童向けに、農業や畜産、他各種職業体験などを積極的に行う事で、集団行動や社会活動の学習に努め、健康・社会利益の増進に寄与する事を目的とする。

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年12月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 585,800リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課病院改革係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年11月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬自動車燃料販売株式会社 群馬県高崎市末広町54番地
- 5 落札金額 66,70円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年10月30日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111